

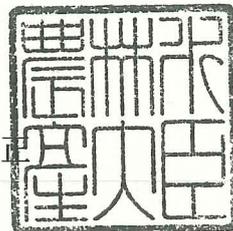


26消安第6189号

平成27年3月12日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

農林水産大臣 林 芳正



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第3号の規定に基づき農林水産大臣が食品安全委員会に意見を求めるに当たり、下記の事項については、同項ただし書に規定される同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいか。

記

肥料取締法第3条第1項の規定に基づき定められた「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」（昭和61年農林水産省告示第284号）附二及び三について以下の改正を行うこと。

主成分等の測定方法について、「独立行政法人農業環境技術研究所が定める肥料分析法」から「独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定める肥料等試験法又はこれと同等の性能を有する方法」への変更



食品安全基本法第11条第1項第1号に基づく 食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件（昭和61年農林水産省告示第284号。以下「公定規格」という。）附二中「独立行政法人農業環境技術研究所が定める肥料分析法」を「独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定める肥料等試験法又はこれと同等の性能を有する方法」に改める場合

1) 経緯

公定規格の附二において「独立行政法人農業環境技術研究所が定める肥料分析法（以下「農環研法」という。）」により有効成分や有害成分の含有量を測定し、有効成分の保証値や有害成分の基準値への適合について確認している。しかしながら、農環研法は平成4年から改訂されていない。その間、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）において、農環研法の性能調査等を実施するとともに、農環研法の改訂や新たな分析法の開発を行い、これらの分析法を掲載した「肥料等試験法」を作成した。

また、生産現場の品質管理において行っている習熟した分析法や安価な分析法、肥料の輸入品の品質管理において行っている各国において国際的に調和の取れた分析法が、性能規準に適合する方法であれば自由に選択できるものとする。

このため、公定規格の附二について農環研法を肥料等試験法に改めるとともに、そのほか性能規準が満たされている分析法についても自由に選択できるよう改正する。

2) 概要

公定規格の附二について、「独立行政法人農業環境技術研究所が定める肥料分析法」を「独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定める肥料等試験法又はこれと同等の性能を有する方法」に改める。（詳細は別紙のとおり。）

3) 今後の方針

食品安全委員会の回答を受けた上で、告示の改正に係る所要の手続きを進めることとする。

肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件（昭和61年農林水産省告示第284号）附二及び三の改正内容

改正後	改正前
<p>附一（略）</p> <p>二 この告示に掲げる主成分、有害成分、<u>その他の制限事項に掲げる事項についての測定方法及び量の算出は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定める肥料等試験法又はこれと同等の性能を有する方法（以下「肥料等試験法等」という。）</u>によるものとする。ただし、次の表の第一欄に掲げる主成分の量の算出は、同表第二欄に掲げるものによることとし、十二の表に掲げる有害成分の量は、<u>乾物当たりの百分率とする。</u></p> <p>（削除）</p>	<p>附一（略）</p> <p>二 この告示に掲げる主成分、有害成分、<u>初期溶出率、尿素性窒素、ジシアミド性窒素、グアニジン性窒素、窒素の活性係数、塩素及び炭酸塩（二酸化炭素）の定量方法及び量の算出は、独立行政法人農業環境技術研究所が定める肥料分析法によるものとする。</u>ただし、次の表の第一欄に掲げる主成分の量の算出は、同表第二欄に掲げるものによることとし、十二の表に掲げる有害成分の量は、<u>独立行政法人農業環境技術研究所が定める肥料分析法により定量した有害成分の重量の試料を摂氏100度で5時間乾燥したものの重量に対する百分率とする。</u></p> <p>三 この告示に掲げる網ふるいは、<u>日本工業規格の標準網ふるいによるものとする。</u></p>
<p>三（略）</p>	<p>四（略）</p>